
第10期毛呂山町高齢者総合計画（令和9年度～令和11年度） における各事業の方針案について

（今後、本審議会や庁内・関係各所調整等の結果、修正することがあります）

目次

第 10 期施策の体系案	1
基本目標 1 生きがいづくりと社会参加の促進	2
1. 健康づくり事業・介護予防事業の推進	2
2. 生涯学習・スポーツ活動の推進	3
3. 交流機会の充実・居場所づくりの推進	4
4. 就労機会の確保	4
基本目標 2 安心して暮らせるまちづくりの推進	5
1. 生活を支援するサービスの充実	5
2. 支え合いによる地域づくり	7
基本目標 3 認知症施策の総合的な推進（認知症施策推進計画） 【新規項目】	8
1. 認知症に関する普及啓発	8
2. 認知症予防活動の推進	9
3. 認知症の人や家族に対する支援（認知症バリアフリーの推進）	12
基本目標 4 地域包括ケアシステムの深化・推進	16
1. 相談支援体制の充実及び権利擁護の推進	16
2. 住まいの安定的な確保	19
3. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	20
介護保険事業の運営	21
1. 介護保険運営の安定化	21
2. 介護給付費適正化と円滑な事業運営	22
3. 介護サービスの充実	22

第10期施策の体系案

<基本理念案>

<基本目標案>

<基本施策案>

<施策の内容案>

住み慣れた地域で、いつまでも安心して、

自分らしく・いきいきと暮らせるまち・もろやま

1 生きがいづくりと社会参加の促進

- 1 健康づくり事業・介護予防事業の推進
- 2 生涯学習・スポーツ活動の推進
- 3 交流機会の充実・居場所づくりの推進
- 4 就労機会の確保

- (1)健康教育及び相談体制の充実
- (2)生涯学習・スポーツ・レクリエーション
- (3)老人クラブ、老人福祉センター（山根荘）
- (4)各種就業情報の提供 等

2 安心して暮らせるまちづくりの推進

- 1 生活を支援するサービスの充実
- 2 支え合いによる地域づくり

- (1)福祉機器の貸出
- (2)高齢者困りごと援助サービス
- (3)ボランティア活動の充実
- (4)地域見守りネットワーク体制の整備 等

3 認知症施策の総合的な推進 (認知症施策推進計画)

- 1 認知症に関する普及啓発
- 2 認知症予防活動の推進
- 3 認知症の人や家族に対する支援
(認知症バリアフリーの推進)

- (1)認知症の人や家族に対する支援
- (2)認知症施策総合推進事業の推進
- (3)若年性認知症の人への支援
- (4)成年後見制度の利用促進 等

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 相談支援体制の充実及び権利擁護の推進
- 2 住まいの安定的な確保
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

- (1)地域包括支援センターの運営及び機能強化
- (2)在宅医療・介護連携事業の推進
- (3)住宅支援
- (4)介護予防・生活支援サービス事業 等

基本目標 1 生きがいくりと社会参加の促進

1. 健康づくり事業・介護予防事業の推進

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1)健康教育及び相談体制の充実 P56	成人健康教育、成人健康相談、健康体操普及など 【保健センター事業】	壮年期から生活習慣病や介護予防等に関する、正しい知識の普及や適切な指導、支援を行い、自らの健康を守る意識と自覚を高めるため、40歳以上の人を対象に生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図っている 日常生活における健康不安や生活習慣病などに関する相談会を毎月実施し、必要に応じて関係各課と情報共有を行っています。また、住民の健康に資する取組として、高血圧や糖尿病予防などのテーマに沿った生活習慣病予防教室を実施している	継続実施	健康増進に関する意識を高め、生きがいを持つことは、高齢者だけでなく幅広い世代にとって大切となる。そのため、健康に関する学習機会の提供や、地域住民による交流の活発化が図られ、誰もが生きがいを持ち日々の暮らしに充実感を得られるよう各種講座を企画し、充実を図っていく
(2)疾病予防の充実 P56	各種予防接種、健康診査・保健指導等 【保健センター事業】	感染症予防対策として新型コロナウイルスやインフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種を実施している 疾病の早期発見、早期対応、早期治療に資するため、健康診査・保健指導を実施している	継続実施	多くの人が積極的に健(検)診に参加できるよう、複数の健(検)診を同日に実施したり、女性限定の実施日を設定するなど、受診しやすい環境づくりを継続し、受診率の更なる向上を進めていく
	後期高齢者健康診査 【保健センター事業】	全対象者への健診受診勧奨を実施し、結果に応じた個人通知を行う。自己負担額の無料化など、受診率向上対策を実施している	継続実施	保健センターとも連携し、広報の充実や、受診再勧奨通知の発送などを検討し、更なる受診率向上対策を進めていく
(3)保健事業と介護予防の一体的実施 P57	高齢者保健事業 【高齢者支援課・保健センター連携事業】	令和2年度より地区の健康課題を抽出、分析し、事業計画を立て実施している 実施にあたっては、後期高齢者医療担当、地域包括支援センター、保健センターが連携している	継続実施	ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせることにより、効果的に後期高齢者の重症化予防や介護予防を推進していく

2. 生涯学習・スポーツ活動の推進

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1)生涯学習 P58	寿大学 【生涯学習課事業】	老人福祉センター山根荘において、町内の各老人クラブ会員を対象に、高齢者の生涯学習の一環として現代的な生活課題にかかわる学習の機会の提供ができた。高齢化、長寿社会において、生涯学習の意義は今後もさらに高まると思われるため、魅力的な講座内容を検討し継続して事業を行っていく	継続実施	「生涯学習」は、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習である。受講者が心豊かでいきいきと生活を送るため、教養を深め、地域や健康、生きがいづくりなどを学習するため「いきいき大学もろやま」や「寿大学」など生涯学習課の事業とも連携しつつ、高齢者の身体面・文化面・社会面の多方面から予防を重視した事業を展開していくことで、認知症を含めた介護予防、ひいては健康寿命の延伸に努めていく
	いきいき大学もろやま 【生涯学習課事業】	参加者に対して、新たな知識の習得や見識を深める機会を提供することができた。アンケート調査の結果等から、健康増進や生きがいづくりへの効果が得られ、学習内容を今後の生活に活かしていきたいという声も多く見受けられた。 積極的に生涯学習の機会を提供することは、豊かなまちづくりを進めるために必要であり、高齢化や長寿社会において生涯学習の意義は今後もさらに高まると思われるため、今後も継続的に事業を実施していく必要がある	継続実施	
(2)スポーツ・レクリエーション P59	各種ウォーキング事業・スポーツ教室 【生涯学習課事業】	ウォーキング事業・各種スポーツ教室の実施、スポーツフェスタもろやま、もろやま健幸ウォーキング事業等の実施し、心身ともに健康で元気な高齢者が増えることを目指している	継続実施	町民の健康増進と体力向上の意識付けを図るため、参加者の声に寄り添った企画立案により、各種教室やイベントを実施していく

3. 交流機会の充実・居場所づくりの推進

第9期計画(令和6年度～令和9年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1) 老人クラブの活動支援 P60	老人クラブ連合会 単位老人クラブ	会員数は減少傾向にあるが、月例会の開催やペタンク大会など活発な活動を行っている	継続実施	高齢者の生きがい・仲間づくりのため活発な活動が出来るよう支援を継続する
(2) 老人福祉センター山根荘 P61	老人福祉センター山根荘 【指定管理事業】	コロナ禍後、利用者数は回復しつつあるが、趣味の会活動や自主事業の拡充が望まれる。また、主な利用団体である老人クラブ数が減少している	継続実施	趣味の多様化や価値観の変化が進む中、いきいきとした高齢者の活動の拠点となるような支援を実施する 社会環境の変化による在り方の検討が必要となっている
(3) ふれあい・いきいきサロン P61	ふれあい・いきいきサロン事業 【社協事業】	実施地区は増加しているが運営者の担い手不足が課題となっている。運営者の情報交換会を開催し、運営者への支援を始めたことにより、運営者のネットワークの構築を図っている	継続実施	ふれあい・いきいきサロンの充実を図り、運営支援を行っていく。また地域の実情に合わせた取り組みを推進し、他事業との連携や未実施地区への周知を行っていく
(4) 健康いきがいづくり事業	健康いきがいづくり事業 【官民連携事業】	くらしワンストップ MORO HAPPINESS 館において、フィットネス、高齢者サロンなど、通いの場となっている	記載復活 継続実施	引き続き、官民連携で事業展開を図っていく

4. 就労機会の確保

第9期計画(令和6年度～令和9年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1) 各種就業情報の提供 P62	各種就業情報の提供	県の「働くシニア応援プロジェクト」のほか、いきいき埼玉等で実施される就業講習会やセミナーについて情報提供を行った	継続実施	高齢者の就業機会の拡大のための支援を行っていく
(2) シルバー人材センター P63	シルバー人材センター 【公益社団法人】	会員数は減少傾向である。定年延長や高齢者生活の多様化により、60代の新規入会者が減少し、会員の高齢化が課題となっている	継続実施	新規事業の展開や会員数の増加など就業機会の拡大のための支援を行う

基本目標 2 安心して暮らせるまちづくりの推進

1. 生活を支援するサービスの充実

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1)福祉機器の貸出 P64	福祉機器貸出事業【社協事業】	社協会員向けに、無償で車いす、歩行器、松葉杖等の貸し出しを実施している	継続実施	現状維持として広報紙などでの周知を図る。また今後も貸出物品の充実に努めていく
(2)訪問理容サービス P64	訪問理容サービス事業【社協事業】	利用者数に大きな変化はなく、登録店舗数は4店舗である	継続実施	現状維持として広報紙などでの周知を図る
(3)高齢者困りごと援助サービス P65	高齢者困りごと援助サービス【社協事業】	利用状況は横ばいとなっている。実施内容も利用者に合わせて多様化しており、シニア世代の活躍の場となっている。ボランティアの高齢化が懸念されるので、新規ボランティアの確保が必要	継続実施	引き続きボランティアの確保を行っていく。またボランティア同士のネットワーク作りを支援し、関係構築支援をすることで、よりよい事業の実施を目指していく
(4)緊急通報システム P65	緊急通報システム事業	緊急事態に対する不安の解消のため、設置を希望する単身高齢者や高齢者世帯に設置した	継続実施	対象者に緊急通報システムを設置することにより高齢者の緊急事態における不安を解消していく
(5)ねたきり老人手当・介護手当 P66	ねたきり老人手当事業 介護手当支給事業	①身体上又は精神上の障害のために、日常生活に著しい支障のあるねたきりの高齢者又は認知症の高齢者に対し、手当を支給している ②在宅の要介護者を介護している人に対して、介護の労をねぎらい、その負担の軽減を図ることを目的とし、手当を支給している	継続実施	制度の周知を図り、手当の支給を継続する。社会情勢の変化に鑑み、両手当を併合した制度にすることや、支給額等を再検討する
(6)家族介護者への支援 P66	家族介護者教室	各地域包括支援センター支所に委託し、各支所が年1～2回の介護者教室を実施している	継続実施	高齢者が増加することにより、在宅での介護をする人の増加が予想されることから、今後も教室を継続していく

(7)生活管理短期宿泊事業 P68	生活管理指導短期宿泊事業	現在、町内3カ所、町外1カ所の施設と利用委託契約を締結している	継続実施	老人福祉施設等との委託契約を継続し、必要な時に必要な支援が実施できる体制を維持していく
(8)養護老人ホームの措置 P68	養護老人ホームの措置	利用者の死亡や入院により、入所者数は減少している。やむを得ない措置が必要な者を措置し、定期的に老人ホーム入所判定会議を開催して入所及びその継続の可否を判断している	継続実施	入所者の高齢化や疾病等、心身の状態の変化に応じ特別養護老人ホーム等への変更など検討しつつ、引き続き、養護老人ホームへの入所を必要とするケースに対応していく
(9)町内循環バスの運行 P68	町内循環バス「もろバス」	町内公共施設、鉄道駅、病院等へのアクセスが可能となるルートを設定しており、乗降者数の実績も多い。令和7年4月運行形態の見直しを実施し、利用者数は増加している	継続実施	令和7年4月、運行形態の見直しを実施したが、更なる利便性向上のため、デマンド型交通を含めた公共交通施策の導入を検討していく。引き続き日常生活に必要な移動手段の確保を進めていく

2. 支え合いによる地域づくり

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1) ボランティア活動の充実 P69	生活支援ボランティア養成【社協事業】	ボランティアの各種養成講座を実施。高齢者が活躍でき、興味を持つような場を数多く作っていくことが必要	改善・充実	地域住民を中心とした、多様な主体による支え合い活動により、高齢者が安全で安心して暮らせる地域づくりをすすめていくため、町社会福祉協議会とも連携しボランティアの活動の充実を図っていく
	ボランティアポイント事業	健康増進、介護予防、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを目的としたボランティアポイント制度の導入を検討	改善・充実	
(2) 平時における地域見守りネットワーク体制の整備 P70	地域見守りネットワーク事業	民生委員・児童委員との連携、防犯ボランティア「ゆず」、地域福祉サポーターなどと連携し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に声掛け等見守り活動を実施している	継続実施	認知症高齢者やひとり暮らし高齢者などの増加が予想される中、民生委員・児童委員の実態把握による訪問事業や各種地域見守り活動とも連携し、重層的な見守り体制の充実を図っていく
(3) 災害時における支援体制の整備 P71	避難行動要支援者の避難行動支援制度	名簿の適切な管理を継続し、定期更新を行っている。支援の必要な者の漏れ等を防ぐとともに、名簿登載者のうち、同意を得た者については、順次、地区に情報提供を行い、災害時における個別支援計画の策定を行っている	改善・充実	名簿の適切な管理を継続し、支援の必要な者の漏れ等を防ぐとともに、名簿登載者のうち、同意を得た者については、地区に情報提供を行い、災害時における個別支援計画の策定を行う。名簿提供及び個別計画策定にあたり、自主防災組織への支援を充実させる
(4) 生活支援体制整備事業 P73	生活支援体制整備のための協議体の設置、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	年に3回の会議を開催し、地域の現状や課題、必要なサービス等を話し合っている。また、先進事例の視察や近隣市町との合同研修等を行い、委員のスキルアップを図り、理解を深めることができた 毛呂山町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置。地域との関係を密にして、各地域の課題や資源の把握に努めた	改善・充実	今後も定期的に協議会を開催し、地域の現状と課題を把握し、地域づくり支援を検討していく また、生活支援コーディネーターを中心に、地域の課題把握に努め、新たな地域資源の開発や人材育成を進める

基本目標 3 認知症施策の総合的な推進（認知症施策推進計画）

【新規項目】

1. 認知症に関する普及啓発

第9期計画（令和6年度～令和8年度）			第10期計画（令和9年度～令和11年度）	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
（1）認知症に関する理解の促進	新規記載	社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深めるキャンペーンや認知症サポーターの養成、学校教育における認知症の人を含む高齢者への理解の推進など、認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進を図っている	新規記載	誰もが認知症となる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は誰にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて確認していくとともに、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センターにおける認知症に関する相談体制充実させ、ホームページ等を活用した窓口へのアクセス手段についても総合的に整備することなどにより、相談者の不安や悩み、ストレス等の負担の軽減を図っていくとともに、認知症の人本人の発信の機会が増えるよう努めていく
（2）認知症に関する相談体制の周知	新規記載	地域包括支援センターで認知症等の相談を受け付けている。介護サービスの紹介の他、物忘れ相談会やオレンジカフェ等の紹介を行っている なお、毎月1回の物忘れ相談会では、必要に応じて認知症疾患医療センターの受診や初期集中支援チームへ繋ぎ、その後の支援を実施している	新規記載	
（3）認知症の人本人の発信支援	新規記載	認知症の人を支援する認知症サポーターやキャラバン・メイトとの交流会を開催するなどし、把握した意見を認知症施策の企画立案に反映していく また、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、認知症カフェなどの場を通じて、認知症の人本人が自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う本人ミーティングの開催を支援した	新規記載	

2. 認知症予防活動の推進

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1)健康教育及び相談体制の充実 P56 再掲	成人健康教育、成人健康相談、健康体操普及など 【保健センター事業】	壮年期から生活習慣病や介護予防等に関する、正しい知識の普及や適切な指導、支援を行い、自らの健康を守る意識と自覚を高めるため、40歳以上の人を対象に生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及を図っている 日常生活における健康不安や生活習慣病などに関する相談会を毎月実施し、必要に応じて関係各課と情報共有を行っています。また、住民の健康に資する取組として、高血圧や糖尿病予防などのテーマに沿った生活習慣病予防教室を実施している	継続実施	健康増進に関する意識を高め、生きがいを持つことは、高齢者だけでなく幅広い世代にとって大切となる。そのため、健康に関する学習機会の提供や、地域住民による交流の活発化が図られ、誰もが生きがいを持ち日々の暮らしに充実感を得られるよう各種講座を企画し、充実を図っていく
(2)認知症検診の実施 P79	認知症検診事業	認知症の早期発見・早期診断・早期治療に資するための簡易的なスクリーニング検査として、年度内に70歳を迎える人を対象に認知症検診事業を実施している	継続実施	検診において「認知症の疑いあり」と判定された人の早期受診に繋げていくためのフォローを実施する
(3)高齢者補聴器購入費助成事業の実施	新規事業 高齢者補聴器購入費助成事業	令和8年度新規事業。身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴により日常生活に困難を抱える高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成する	新規事業	難聴と認知症の関連性が指摘されており、身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴により日常生活に困難を抱える高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成することにより、認知症リスクの軽減に努めていく
(4)生涯学習 P58 再掲	寿大学 【生涯学習課事業】	老人福祉センター山根荘において、町内の各老人クラブ会員を対象に、高齢者の生涯学習の一環として現代的な生活課題にかかわる学習の機会の提供ができた。高齢化、長寿社会において、生涯学習の意義は今後もさらに高まると思われるため、魅力的な講座内容を検討し継続して事業を行っていく	継続実施	「生涯学習」は、自己の充実や生活の向上のために、人生の各段階での課題や必要に応じて、あらゆる場所、時間、方法により学習者が自発的に行う自由で広範な学習である。受講者が心豊かでいきいきと生活を送るため、教養を深め、地域や健康、生きがいづくりなどを学習するため「いきいき大学もろやま」や「寿大学」など生涯学習課の

	いきいき大学もろやま 【生涯学習課事業】	参加者に対して、新たな知識の習得や見識を深める機会を提供することができた。アンケート調査の結果等から、健康増進や生きがいづくりへの効果が得られ、学習内容を今後の生活に活かしていきたいという声も多く見受けられた。 積極的に生涯学習の機会を提供することは、豊かなまちづくりを進めるために必要であり、高齢化や長寿社会において生涯学習の意義は今後もさらに高まると思われるため、今後も継続的に事業を実施していく必要がある		事業とも連携しつつ、高齢者の身体面・文化面・社会面の多方面から予防を重視した事業を展開していくことで、認知症を含めた介護予防、ひいては健康寿命の延伸に努めていく
(5) スポーツ・レクリエーション P59 再掲	各種ウォーキング事業・スポーツ教室 【生涯学習課事業】	ウォーキング事業・各種スポーツ教室の実施、スポーツフェスタもろやま、もろやま健幸ウォーキング事業等の実施し、心身ともに健康で元気な高齢者が増えることを目指している	継続実施	町民の健康増進と体力向上の意識付けを図るため、参加者の声に寄り添った企画立案により、各種教室やイベントを実施していく
(6) 老人クラブの活動支援 P60 再掲	老人クラブ連合会 単位老人クラブ	会員数は減少傾向にあるが、月例会の開催やペタンク大会など活発な活動を行っている	継続実施	高齢者の生きがい・仲間づくりのため活発な活動が出来るよう、老人福祉センター山根荘の指定管理者と連携し支援を継続する
(7) ふれあい・いきいきサロン P61 再掲	ふれあい・いきいきサロン事業 【社協事業】	実施地区は増加しているが運営者の担い手不足が課題となっている。運営者の情報交換会を開催し、運営者への支援を始めたことにより、運営者のネットワークの構築を図っている	継続実施	ふれあい・いきいきサロンの充実を図り、運営支援を行っていく。また地域の実情に合わせた取り組みを推進し、他事業との連携や未実施地区への周知を行っていく
(8) 各種就業情報の提供 P62 再掲	各種就業情報の提供	県の「働くシニア応援プロジェクト」のほか、いきいき埼玉等で実施される就業講習会やセミナー、ハローワークシニア応援求人情報の架配など情報提供を行っている	継続実施	「生涯現役社会」の実現を目指し、ハローワークでの「生涯現役支援窓口」や産業振興課などとも連携し、高齢者の就業機会の拡大のための支援を行っていく
(9) シルバー人材センター P63 再掲	シルバー人材センター 【公益社団法人】	会員数は減少傾向である。定年延長や高齢者生活の多様化により、60代の新規入会者が減少し、会員自体の高齢化が課題となっている	継続実施	新規事業の展開等、事業収益を上げるとともに、会員数の増加など就業機会の拡大のため、センターへの伴走支援を行っていく

(10)ボランティア活動の充実 P69 再掲	生活支援ボランティア養成【社協事業】	ボランティアの各種養成講座を実施している。高齢者が活躍でき、興味を持つような場を数多く作っていくことが必要となっている	改善・充実	地域住民を中心とした、多様な主体による支え合い活動により、高齢者が安全で安心して暮らせる地域づくりをすすめていくため、町社会福祉協議会とも連携し更なるボランティアの活動の充実を図っていく
	ボランティアポイント事業	健康増進、介護予防、社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを目的としたボランティアポイント制度の導入を検討している	改善・充実	

3. 認知症の人や家族に対する支援（認知症バリアフリーの推進）

第9期計画（令和6年度～令和8年度）			第10期計画（令和9年度～令和11年度）	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
（1）認知症の人や家族に対する支援 P72	①認知症サポーターの養成	町職員（新規採用職員）向け講座をはじめ、一般住民向け講座や町内小中学校でのサポーター養成講座を実施した	継続実施	今後も認知症サポーター養成講座を継続的に開催していく。あわせてサポーターが活躍できる場の充実を検討していく
	②チームオレンジの結成支援	認知症サポーターフォローアップ研修修了者等が支援チームを結成し、認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援に繋げる	継続実施	協力機関との連携強化、活躍できる場の紹介等を通じ、発展、拡大を進めていく
	③認知症カフェの実施	現在、町内4か所で実施しており、それぞれのカフェで特色のある活動を行っている	継続実施	引き続き認知症カフェの周知をしていくとともに、通いの場が継続できるよう支援を行っていく
	④認知症高齢者等SOSネットワーク事業の推進	認知症等で行方不明になるおそれのある人の情報を事前に登録しておき、行方不明時に協力機関へ情報発信を行い、早期発見や発見時の適切な保護へ繋げる	継続実施	協力機関や認知症サポーター等へ事業の周知を実施し、仕組みの理解を進めるとともに、必要とする町民へ事業の周知等を行う
	⑤高齢者見守りシール交付事業の推進	認知症等で行方不明になるおそれのある人に対し、緊急連絡先の登録とQRコードのついたシールを交付し、発見者がシールを読み取ると緊急連絡先に連絡が入るシステムである	継続実施	協力機関や認知症サポーター等へ事業の周知を実施し、仕組みの理解を進めるとともに、必要とする町民へ事業の周知等を行う

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(2) 認知症総合支援事業の推進 P78～P79	① 認知症地域支援推進員による支援	もの忘れ相談会、オレンジカフェ、初期集中支援事業などにおいて企画、運営を行っている	継続実施	各種認知症施策や事業について企画調整、運営等を担当し、地域の実態に応じた施策の展開を行っていく また、研修に積極的に参加し、支援員の増員及び資質の向上を図っていく
	② 認知症ケアパスによる情報提供	認知症の人や家族が利用できるサービスや相談機関、オレンジカフェ等の社会資源、認知症の人への接し方等を盛り込んだガイドブックを作成し、配布している。令和7年度の内容改訂時には町広報紙とあわせ、全戸配布を実施した	継続実施	認知症ケアパス作成検討委員会の中で検討を行い、定期的に内容の見直しを実施。委員の意見を集約したうえで理解しやすいガイドブックの作成をしていく
	③ 認知症初期集中支援チームによる支援	丸木記念福祉メディカルセンターの認知症専門医、認知症疾患医療センターの社会福祉士、精神保健福祉士、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士で構成している。対応件数の増加や個々の抱えている問題の複雑多様化がみられる	継続実施	認知症の人の増加に伴い、初期集中支援チームの対応件数が増加傾向である。必要としている人に必要な支援ができるよう対応していく
(3) 若年性認知症の人への支援	新規記載	認知症は、一般的には高齢者に多い病気だが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」とされる。本人や配偶者が現役世代なので、認知症になって職を失うと、経済的にも困ることになる。また親の病気が子どもに与える心理的影響も大きく、就職、教育、結婚などの子供の人生設計が変わる場合もある。若年性認知症に対する理解の促進や若年性認知症一人ひとりの状態に応じた様々な支援に関する取り組みが重要となっている	新規記載	埼玉県の若年性認知症コーディネーターとも連携し、社会参加、就労支援等の支援を行い、若年性認知症コールセンターや若年性認知症コーディネーター、利用出来るサービスなど専門的な情報の周知を図っていく

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(4) 認知症疾患医療センターを中心とした支援の充実	新規記載	認知症疾患医療センターは、地域における認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関で、埼玉県内には10か所の医療機関が埼玉県やさいたま市から指定されている 町内にも丸木記念福祉メディカルセンターが指定されており、認知症サポーター養成講座や物忘れ相談会での専門職員の派遣、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関との連携など、地域の医療・介護のネットワークを構築している	新規記載	認知症疾患医療センターは、地域の認知種疾患対策の拠点として、関係機関と連携を図りながら認知症対応に関する中心的な役割を担っている 今後も、各種事業を通じセンターと密接に連携し、認知症医療の推進を図っていく
(5) 成年後見制度の利用促進 P80	成年後見制度の利用促進	町長申立の件数については、横並び傾向である 令和5年度に中核機関を設置し、本人の支援過程において、必要に応じて迅速な申立ができる体制を整えている 後見人候補者の確保や対象者とのマッチングが課題となっている	継続実施	認知症などで判断能力が不十分な高齢者を地域全体で支え、権利を守るための取り組みを進めていく 市民後見人の育成と活躍の場の創出を町社会福祉協議会と協議してき、町社会福祉協議会の法人後見の利用促進も図っていく
(6) 高齢者虐待の防止 P81	高齢者虐待対応専門員の配置	虐待事案については介護事業所やケアマネ、警察等と連携をしながら迅速な対応している	継続実施	高齢者虐待を防止するためには、虐待について正しく理解し、地域全体で虐待防止に向けた取組を行い、また、介護者の介護に対する負担やストレスを軽減していくための支援体制を築いていくことが必要となる 地域包括支援センターと連携し、虐待を受けたと疑われる人の速やかな保護に努め、町ホームページや広報紙での虐待防止に関する啓発や、民生委員・児童委員の定例会などで虐待に関する研修を実施することで、虐待の早期発見に努めていく

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(7)消費者被害の防止 P81	消費生活相談事業	複雑、高度化する相談内容に対し、専門の相談員が毎週月・火曜日に相談業務を行っている。また、越生町・鳩山町と協定を締結し、各町の在住・在勤であれば各町の消費生活相談で相談できる体制を構築し、利便性の向上を図っている	継続実施	複雑、高度化する相談内容や高齢者を狙った悪質商法、架空請求等に対する対応や詐欺等の被害の防止解決に向け、更なる相談体制の強化を検討していく
(8)認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供 P101	認知症対応型通所介護(予防) 認知症対応型共同生活介護(予防)	認知症デイサービスセンター及び認知症グループホームなど、認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供は、高齢化の進展に伴い、利用ニーズが高まることが予測される。定期的に利用・入所状況の確認を行っている	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用しながら第9期計画中の利用実績を踏まえた提供量を確保していく 事業者の運営状況やサービス提供体制の確認を行うとともに、サービスのニーズの把握に努め、必要なサービス量の確保に努めていく

基本目標 4 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 相談支援体制の充実及び権利擁護の推進

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1) 地域包括支援センターの運営及び機能強化 P75	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として、高齢者の状況やその変化から生じる課題を適切に把握し、高齢者が住みなれた地域でいつまでも安心して生活が続けられるための適切なサービスの確保や必要とされる支援を積極的に果たしていく役割を担っている 介護予防事業や介護予防ケアマネジメントでは、必要とされるサービス提供事業所等の不足により利用調整に時間を要しているほか、要支援者を担当できるケアマネジャーも不足しており、対応に苦慮している。また、高齢者が抱える問題は複雑化・複合化しており、地域のケアマネジャーに対するバックアップを求められる機会も増加しているうえ、高齢者のみに限定した対応で終わらないケースも増加している	継続実施	高齢化の進行(要介護・要支援者の増加)、それに伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況及び休日・夜間の対応状況等を勘案し、センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分に行えるよう、適切な人員体制の確保に努めます。また、対象者で分けるのではなく世帯単位で対応していくため、関係機関との連携強化に努めていく 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAサイクルの充実等により、センターの継続的な評価・点検を引き続き実施していく。なお、センターの設置数については、第1号被保険者数からは2か所程度の設置が望ましいことから、今後の状況も踏まえ、設置数や基幹としての役割についても検討していく
(2) 地域ケア会議の充実 P76	地域ケア会議の開催	対象者の課題について専門職が検討、助言し、支援に活かしている。3ヶ月後にモニタリングを行い、効果の確認も実施している 多くの事例を通じて、自立支援に向けた介護支援専門員の資質向上につなげていくことが課題である	継続実施	医療、介護等の多職種の協働による個別ケース(困難事例等)の支援を通じた①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握などを行い、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげていく

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(3)生活支援体制整備事業 P73 再掲	生活支援体制整備のための協議体の設置、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置	年に3回の会議を開催し、地域の現状や課題、必要なサービス等を話し合っている。また、先進事例の視察や近隣市町との合同研修等を行い、委員のスキルアップを図り、理解を深めることができた 毛呂山町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置。地域との関係を密にして、各地域の課題や資源の把握に努めた	改善・充実	今後も定期的に協議会を開催し、地域の現状と課題を把握し、地域づくり支援を検討していく また、生活支援コーディネーターを中心に、地域の課題把握に努め、新たな地域資源の開発や人材育成を進める
(4)在宅医療・介護連携事業の推進 P77	在宅医療・介護連携事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるように、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の構築を推進している 自宅で最期を迎えたいという高齢者が多い一方、認知機能の低下により理解力・判断力の低下したひとり暮らしの高齢者が、病状説明、生活指導の説明を受ける際の本人の意思決定支援に関する体制が十分でないことや、自宅環境が整っていないにも関わらず退院になるケースもあり、医療と介護の連携には多くの課題がある	継続実施	病院だけではなく、医療や看護・介護などのさまざまなサービスを利用して住み慣れた地域で安心して、暮らし続けられるように、本人やその家族等からの医療・療養に関する相談窓口である「毛呂山越生在宅医療支援センター」と連携し、「在宅医療」に関する相談に応じ、「在宅医療」の連携拠点として、ケアマネジャーが利用者の医療相談等で対応に困難を感じる際や、医療関係者が多職種との連携のことや介護福祉サービスの情報を知りたい場合にも相談に応じている 在宅医療・介護連携推進会議(協議の場等)で、医療機関や介護サービス事業所等との連携により推進を図る。また、人生会議(ACP)の普及についても引き続き進めていき、慢性期の医療機関に対応する医療・介護提供状況やその課題について関係者間での共有を図っていく

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(5) 認知症の人や家族に対する支援 P72 再掲 P79	①認知症サポーターの養成 ②チームオレンジの結成支援 ③認知症カフェの実施 ④認知症高齢者等SOSネットワーク事業の推進 ⑤高齢者見守りシール交付事業 P72 再掲	認知症になることで、買い物や移動、趣味の活動などさまざまな活動や交流の機会が減ることがあると言われている 認知症になっても、認知症の人とその家族ができるかぎり住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするための取り組みを、地域全体で支える体制づくりが必要となっている 見守りを含めた地域の支援体制の整備や認知症の人を介護する家族等への支援を進めていき、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、地域で共に暮らし、地域と一緒に創っていく共生社会づくりを推進している	継続実施	認知症サポーターの養成等により町ぐるみのサポート体制を構築し、認知症の人やその家族が安心して日常生活を送ることができるような地域づくりを目指していく。そのため、医療・介護等の支援ネットワーク構築、認知症対応力向上のための支援、相談支援体制の構築等を行うため、認知症地域支援推進員の配置や認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を進めていく。また、認知症の人やその家族が、身近な地域住民との交流を深めることで相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェ等の設置を支援していく
(6) 福祉サービス利用援助事業 P80	あんしんサポートネット 【社協事業】	認知症の高齢者や知的障害、精神障害のある人が、ひとりで生活するには不安がある人に、地位で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用受付・相談・利用援助を行っている 利用者の人数は横ばいだが、相談件数は増加傾向にある。困難ケースも増えてきているので、よりきめの細かい支援が必要となっている	継続実施	相談件数の増加から利用者が増えていくことが予想されるので、生活支援員の確保に努めていく。また、事業の周知を行い適切な制度理解を求めていく

2. 住まいの安定的な確保

第9期計画(令和6年度～令和9年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1)住宅支援 P82		介護を受けるようになってからも、できる限り住み慣れた自宅での生活を希望する高齢者が、今後も身体状態の変化に合わせ、自らのニーズに合った住まいの選択が可能となる支援が必要となる 高齢者世帯や要介護認定者の増加に伴い、特にひとり暮らしの高齢者の施設等への入所意向の割合が高くなるが見込まれる 介護が必要になっても住み慣れた地域での在宅生活を希望する高齢者が多い一方で、在宅生活を支えるための介護サービスや生活支援に関するサービスの充実が必要となる。特に、ひとり暮らしの高齢者は近所づきあいが少なく孤立する傾向にあるため、地域とのつながりの構築に向けた取組が必要となっている	継続実施	地域の需要や医療・介護提供体制との調和を図りながら、適切な高齢者向け住まいの供給と質の確保を促していく 住まいと生活支援・医療・介護サービスが一体となった、安心して暮らせる居住環境の整備を推進し、地域での見守り・声かけ体制や、生活支援体制整備事業による在宅生活を支えるサービスの創出などにより、高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域での生活を支える体制の充実を図っていく また、高齢者世帯は入居制限を受けやすいといった問題もあり、都道府県の指定を受けた住宅確保要配慮者居住支援法人による高齢者の民間賃貸住宅等への円滑入居に向けた入居支援との連携を図っていく

3. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

第9期計画(令和6年度～令和9年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1) 介護予防・生活 支援サービスの 推進 P83～P86	①訪問型サービスの整備	実績としては、40件／月程度で推移している	継続実施	今後は多様なサービスの創造や一般介護予防事業による通いの場の充実など、地域住民との協働による取組を推進していく
	②通所型サービスの整備	実績としては、110件／月程度で推移している	継続実施	
	③その他の生活支援サービス	栄養改善配食サービスは令和7年6月からサービス開始し、140食／月程度で推移している	継続実施	
	④介護予防ケアマネジメント	実績としては、30件／月程度で推移している	継続実施	
(2)一般介護予防事業 P87	一般介護予防事業は、65歳以上のすべての高齢者が利用できる、町が主体となった健康づくりや介護予防の取り組みであり、主に①介護予防把握事業、②介護予防普及啓発事業、③地域介護予防活動支援事業、④一般介護予防事業評価事業、⑤地域リハビリテーション活動支援事業の5事業で構成されている 町の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指している		継続実施	要支援・要介護状態になる前からの介護予防を目的に、地域住民等が主体となり、介護が必要とは思わないが気力や体力の衰えを感じている、これからも元気で暮らしたいと考えている高齢者を対象に、介護予防のための運動や趣味活動などに取り組む「通いの場」づくりを地域包括支援センターが中心となり支援している。人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを目指していく 平成26年度からスタートした「ゆずっこ元気体操」を行政区を単位とし、それぞれの地区の特性に合わせ工夫を凝らしながら住民主体の取組を実施している。ゆずっこ元気体操の会場では、体操だけでなく、専門職等の派遣による栄養や口腔に関する講座、認知症サポーター養成講座などの出前講座も併せて実施するなど、内容の充実を図り、マンネリ化の防止に努めていく

介護保険事業の運営

1. 介護保険運営の安定化

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1) 情報提供体制の充実 P89	各種媒体を使用した情報の提供	町ホームページや広報紙で高齢者や事業者向けの情報提供を行っている。情報化社会が伸展する中、高齢者が取り残されないような情報提供のあり方について工夫が必要となっている	継続実施	スマートフォンの講習会などを通じデジタル機器に不慣れな高齢者にも配慮しつつ、情報化社会の対応した情報提供体制を進めていく
(2) 介護サービスの質の確保と向上 P90	運営指導、集団指導	介護事業者に対し、運営指導や集団指導を実施し、事業状況の確認と指導を行っている。また、事業者の抱えている課題についても把握し、介護サービスの質の確保と向上に取り組んでいる	継続実施	利用者の状態やケアの内容をデータ化し、国のシステム(LIFE)に集約して分析・フィードバックを受ける仕組みを活用し、勘や経験だけに頼るのではなく、データ分析に基づく効果的な自立支援・重度化防止ケアをサービス提供に反映させていく
(3) ケアプランの質の向上 P90	ケアプラン点検	居宅介護支援事業所から提出されるケアプランの点検を実施している。第三者による点検を行うことで、サービスの質の向上と給付の適正化に取り組んでいる。事業所に出向いての訪問調査や指導は十分ではない	継続実施	埼玉県国民健康保険団体連合会の適正化システムから出力される「医療情報との突合・縦覧点検」や「給付実績」の活用なども行い、ケアプラン点検を実施していく。埼玉県介護給付費適正化計画に則り、適切に実施していく
(4) 介護人材の確保及び資質の向上 P90	埼玉県介護人材確保総合推進事業	要介護認定者の増加が見込まれる中、介護人材の確保が課題となっている。「埼玉県介護人材確保総合推進事業」に協力し、人材確保・定着支援を図っている	継続実施	埼玉県が実施する介護人材確保総合推進事業、事業所向けの人材確保・定着支援の事業に協力し、介護の魅力を発信していくとともに、人材定着につながる事業所の処遇改善加算取得を進めていく
(5) 新興感染症対策に係る体制の整備 P91		医師会・医療機関・介護サービス事業者等と連携し、必要物資の確認や感染症拡大策の周知啓発など、国・県・近隣市町とも連携しながら、体制の整備や対策を行う	継続実施	「毛呂山町新型インフルエンザ等対策行動計画」や「毛呂山町新型インフルエンザ対策業務継続計画」等に基づき、関係部局等と連携を図りながら体制の整備に努める

2. 介護給付費適正化と円滑な事業運営

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
介護給付費適正化計画 P92	①要介護認定の適正化 ②ケアプランの点検 ③縦覧点検・医療情報との突合	介護保険は医療制度と異なり、①「サービス利用には要介護認定を受ける」②「要介護度に応じた区分支給限度額の範囲内で保険給付がおこなわれる」③「サービス提供はケアプランに基づいて実施される」という仕組みがありますが、より介護保険制度の健全な運営、信頼性の向上のため、事業者のサービスが適切に提供されるよう促している	継続実施	介護認定審査については、事例検討、平準化に資する模擬判定を通じ、結果のバラツキの分析と評価を行う埼玉県国民健康保険団体連合会の提供する「医療情報との突合・縦覧点検」、「給付実績」などを活用し、ケアプラン点検を実施し、国の示す「介護給付費適正化計画」に関する指針をもとに実施内容の充実を図っていく

3. 介護サービスの充実

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(1) 居宅サービス P93～P97	①訪問介護	利用実績は、年々増加しており、今後も在宅介護の増加により、利用は増えるものと思われる	継続実施	利用実績が増加傾向にあり、第10期計画期間中も利用増を見込む 「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
	②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	利用実績は、近年増加傾向から令和7年度は減少となっている	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス量の見込並びに提供体制の確保に努めていく
	③訪問看護・介護予防訪問看護	利用実績は、年々増加しており、今後も在宅介護の増加により、利用は増えていくものと思われる	継続実施	利用実績が増加傾向にあり、第10期計画期間中も利用増を見込む 「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	利用実績は、近年増加傾向から令和7年度は減少となっているが、在宅介護の増加により、利用は増えていくものと思われる	継続実施	令和7年度は減少したが、在宅介護高齢者の増加が予測されるため、「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	利用実績は、年々増加している。今後も服薬管理の需要増に伴い、増えていくものと思われる	継続実施	利用実績が増加傾向にあり、在宅医療介護連携を推進する観点からも重要なサービスである 「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
⑥通所介護	利用実績は、年々増加している。今後も利用は増えていくものと思われる	継続実施	利用実績が増加傾向にあり、第10期計画期間中も利用増を見込む 「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	利用実績は、増加している。今後も利用は増えていくものと思われる	継続実施	利用実績が増加傾向にあり、第10期計画期間中も利用増を見込む 「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	利用実績は、近年増加傾向から令和7年度は減少となっている	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	利用実績は、微増傾向から令和7年度は減少となっている	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	利用実績は、増加している。今後も利用は増えていくものと思われる	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス量を見込む 全国の平均貸与価格を利用者へ説明するよう事業者へ周知し、軽度者へ貸与は理由書を確認するなど適切な給付を行う

	⑪ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	年度間のバラツキがあるが、利用実績は、ほぼ横ばいとなっている。課題として、同一品目であっても販売価格にバラつきがあることがあげられる	継続実施	第 10 期計画期間中においては、利用増を見込む。「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用しつつ、サービスのニーズ把握に努め、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
	⑫ 住宅改修・介護予防住宅改修	改修内容によって1件あたりの給付費が大きく異なるため、給付実績は年度によって差異が見られる	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス量を見込む 給付にあたっては、複数業者から見積徴収させ、事前現地調査により、改修の必要性等を考慮するなど、適切な給付を行う
	⑬ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設は、令和5年度に、町内に新たに1か所開設し、令和8年2月に2か所目が開設されたため、今後は増加していくものと思われる	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス量を見込む 高齢者の住まいの多様化に対応するため、サービスニーズ把握を適切に行い、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいにおける入居状況や定員を踏まえ、特定施設入居者生活介護の適切性を検証していく
	⑭ 居宅介護支援・介護予防支援	利用実績は、年々増加しており、今後も高齢化に伴う認定者数の増加に伴い、増えていくものと思われる	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス提供体制の確保に努めていく 介護サービス利用者の増加に伴い、ケアマネジャー不足が懸念されるため、状況把握・事業所支援に努めていく
(2) 地域密着型サービス P100～P103	① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	町内に1事業所があり、利用実績は、増加傾向である	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス量を見込む

②夜間対応型訪問介護	現在、毛呂山町ではサービスを実施していない	廃止	令和8年介護保険法の改正により、夜間対応型訪問介護は令和8年度末で制度上廃止され、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」へ統合される。ただし、既存の利用者や事業所への影響に配慮し、令和11年度末までは経過措置(第10期計画期間中)として従来のサービス提供が認められる
③地域密着型通所介護	町内に1事業所があり、利用実績は、増加傾向となっている	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用しつつ、サービスニーズの把握に努め、必要に応じ事業者の参入促進等について検討していく
④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	町内に1事業所があり、利用実績は、微増傾向となっている	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用しつつ、サービスニーズの把握に努め、必要に応じ事業者の参入促進等について検討していく
⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	事業所が町内に1か所あり、利用実績は、微増傾向となっている	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用しつつ、サービスニーズの把握に努め、必要に応じ事業者の参入促進等について検討していく
⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	町内に4か所のグループホームがあり、利用実績は、増加傾向となっている	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用しつつ、サービスニーズの把握に努め、必要に応じ事業者の参入促進等について検討していく
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	現在、毛呂山町ではサービスを実施していない	整備予定なし	第10期計画期間中においては、施設整備を予定していない
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	現在、毛呂山町ではサービスを実施していない	整備予定なし	第10期計画期間中においては、施設整備を予定していない

	⑨看護小規模多機能型居宅介護	現在、毛呂山町ではサービスを実施していない	整備予定なし	第 10 期計画期間中においては、利用量を見込んでいないが、今後もニーズ把握に努めていく
(3)施設サービス P104～P105	①介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	利用実績は、増加傾向にある。近隣(越生町)に新施設が設置されたことや高齢化の進展により増加していくと思われる	継続実施	第 10 期計画期間中においては、利用増を見込む。「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用しつつ、サービスのニーズ把握に努め、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
	②介護老人保健施設	町内に提供事業者があり、利用実績としては、増加傾向である	継続実施	第 10 期計画期間中においては、利用増を見込む。「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用しつつ、サービスのニーズ把握に努め、適切なサービス提供体制の確保に努めていく
	③介護療養型医療施設	介護療養型医療施設については、令和6年3月末までに介護医療院へ転換されている	廃 止	令和6年3月末で、介護療養型医療施設のサービスは廃止となり、給付は発生しない
	④介護医療院	介護療養型医療施設からの転換が行われたが、利用実績は横ばい傾向にある	継続実施	「地域包括ケア見える化システム」による将来推計も活用し、適切なサービス量を見込む

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
事業	実績、現状と課題	事業	実績、現状と課題	事業
(4)地域支援事業 P105～P106	①介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とし、要支援者、介護予防・生活支援サービス事業対象者(基本チェックリストを用いて要支援者に相当する状態と判断された者)を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての高齢者を対象とした「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の日常生活の自立を支援することを目的としている	継続実施	第10期計画期間の介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)における方向性は、これまでの取り組みを継続・定着させることに加え、「地域の実情に即した持続可能な仕組みへの再構築」に軸足が置かれている。データを分析し、地域の担い手や関係機関と連携しながら、中長期的な視点を持った実効性の高い計画策定と事業運営が求められている 毛呂山町は郊外・中山間地域の特性があり、施策の方向性は以下の通り
	②包括的支援事業及び任意事業	「介護予防ケアマネジメント」、「総合相談支援事業」、「高齢者虐待防止・権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」で構成され、地域包括支援センターが中心となり、一体的に実施している。また、任意事業として、要介護者の家族を支援するための「家族介護支援事業」や「成年後見制度利用支援事業」、「認知症サポーター等養成事業」など、市町村の状況など応じた独自事業を実施している	継続実施	①「通いの場」の質的充実とアクセスの確保 単に会場数を増やすだけでなく、交通手段が限られる高齢者でも参加しやすいよう、身近な生活圏域(地区単位など)での開催や、移動支援策との連動を意識した設計 ②担い手不足を見据えた「住民主体」の仕組みへの移行 専門職や行政による運営には限界があるため、ボランティアやシルバー人材センター、社会福祉協議会、地縁組織などと連携し、住民同士が支え合うインフォーマルな仕組み

	③包括的支援事業(社会保障充実分)	「在宅医療・介護連携推進事業」、「生活支援体制整備事業」、「認知症総合支援事業」、「地域ケア会議の充実」の4つの事業で構成され、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるための地域づくりを推進するための事業を展開している	継続実施	みへの移行・定着をさらに加速させる ③ケアマネジメントの機能強化 高齢者一人ひとりの心身状況や生活意欲に応じた適切なプランニング(ケアマネジメント)が行われるよう、地域包括支援センター等の役割が重要となる ④医療・介護・保健の多職種連携による低栄養・フレイル予防 高齢者の心身の重度化を防ぐため、運動だけでなく、口腔機能や栄養改善(低栄養予防)を一体的にケアできるプログラムへの見直し、および一般介護予防事業から総合事業対象者への切れ目ない接続が求められる ⑤データに基づく事業効果の検証(PDCA) 基本チェックリストの結果や利用実績、参加者の健康状態などのデータを活用し、施策が本当に要介護状態への移行を防いでいるかを客観的に評価・改善できる仕組み
(5)市町村特別給付によるサービス P107	①紙おむつ等の支給事業	自立支援及び要介護度の重度化防止に資することを目的に紙おむつ等を支給する 令和5年度より制度を改正し、町の指定を受けた福祉用具取扱業者からおむつの購入ができるようになったことで、利用者がより利用しやすい仕組みとなった	継続実施	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者の在宅生活をできる限り可能としていくため、ケアマネジャーへの事業の周知を進めるとともに、第9期計画と同様に適切な給付を行っていく
	②栄養改善配食事業	加齢に伴って生ずる心身の機能の低下により、低栄養に陥る可能性のある在宅の高齢者に対し、食生活の改善を促し、低栄養の防止と見守りを兼ねた配食を実施することで、要介護状態への進行や重度化を防ぎ、一人ひとりが住み慣れた地域において可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、支援することを目的とし、令和7年度から制度を改正し、毎日の配食が可能となった	継続実施	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者の在宅生活をできる限り可能としていくため、ケアマネジャーへの事業の周知を進めるとともに、第9期計画と同様に適切な給付を行っていく

第9期計画(令和6年度～令和8年度)			第10期計画(令和9年度～令和11年度)	
主な取組	事業	実績、現状と課題	事業の位置付け	事業内容・方針
(6)介護サービス需給の推計と高齢者向け住まいの勘案	新規項目	第10期計画の策定にあたっては、高齢化率の推移に基づく基本需要量に加え、厚生労働省の指針に基づき、町内における有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況並びに入居定員総数を勘案してサービス見込み量を算出する 町内の高齢者向け住まいの現状は、一部地域において施設数の増加傾向が見られる一方、入居者の要介護度や外部サービス利用の実態に応じたきめ細やかな提供体制の確保が課題となっている	新規項目	住まいの整備状況と地域の介護サービス需要のバランスを常時検証し、過不足のない持続可能なサービス基盤の整備を目指していく。なお、第10期計画期間中の新たな施設整備は予定していない。また、高齢者向け住まいの適正な運営と情報把握に向けては、庁内関係部局との連携を強化し、地域住民が慣れ親しんだ地域で尊厳を保持しながら生活できる環境づくりを推進していく